

平成26年12月26日 協定締結
平成28年3月17日 協定変更
平成30年3月20日 協定変更

庄内北部定住自立圏の形成に関する協定を変更する協定

酒田市（以下「甲」という。）と庄内町（以下「乙」という。）は、庄内北部定住自立圏の形成に関する協定（平成26年12月26日締結）を次のとおり変更する。

別表第1 4 産業の(4)育苗施設の広域利用の表を(5)育苗施設の広域利用の表とし、(3)農産物のブランド化の推進の表を(4)農産物のブランド化の推進の表とし、(2)企業振興、企業誘致等の推進の表の次に次の表を加える。

(3) 高校生の地元定着の促進

取り組みの内容	圏域内の高校生の地元定着を図るため、甲及び乙が高等学校と連携し、高校生に対する地元企業のPRを行う。
甲の役割	乙及び高等学校と連携し、高校生に対して地元企業のPRを行う。
乙の役割	甲及び高等学校と連携し、高校生に対して地元企業のPRを行う。

別表第2 3 その他の表を4 その他の表とし、2 地域内外の住民との交流の表を3 地域内外の住民との交流の表とし、1 交通インフラの整備の表の次に次の表を加える。

2 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの構築

取り組みの内容	圏域内の住民の日常生活の利便性の向上及び交流人口の拡大を図るため、新たな地域公共交通の導入の検討を行う。
甲の役割	乙及び関係機関と連携を図りながら、甲及び乙の住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、甲及び乙の区域を結ぶ新たな交通手段の検討及び調整を行う。
乙の役割	甲と連携を図りながら、乙の区域内の事業者、住民等との調整を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月20日

甲 酒田市本町二丁目2番45号

酒田市長 丸 山



乙 東田川郡庄内町余目字町132番地1

庄内町長 原 田 眞 樹

